

○豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月26日

条例第46号

(目的)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(設備運営基準の目的)

第3条 この条例で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第4条 市長は、豊中市社会福祉審議会条例（平成23年豊中市条例第42号）第1条に規定する豊中市社会福祉審議会の意見を聴き、幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(学級の編制の基準)

第5条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下を原則とし、満4歳以上の園児については35人以下を原則とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には、満3歳以上満4歳未満の園児で編制する1学級の園児数は、35人以下とすることができる。

4 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の数等)

第6条 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分		員数
1	満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
2	満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
3	満2歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
4	満1歳以上満2歳未満の園児	おおむね5人につき1人
5	満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

備考

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の登録（以下「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。

2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

3 この表の1の項及び2の項に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第18条第1項において読み替えて準用する豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第59号）第35条（後段を除く。第8条第3項において同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
 - (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - (3) 事務職員
- (園舎及び園庭)

第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第18条第1項において読み替えて準用する豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第34条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第18条第1項において読み替えて準用する同条例第34条第8号に掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

(2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

イ 3. 3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

(2) 3. 3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第8条 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

(1) 職員室

(2) 乳児室又はほふく室

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第18条第1項において読み替えて準用する豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うた

めに必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

(1) 乳児室 1. 6 5 平方メートルに満 2 歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 3. 3 平方メートルに満 2 歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

(3) 保育室又は遊戯室 1. 9 8 平方メートルに満 2 歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 第 1 項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 園児清浄用設備

(5) 図書室

(6) 会議室

(園具及び教具)

第 9 条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第 10 条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39 週を下ってはならないこと。

(2) 教育に係る標準的な 1 日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4 時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満 3 歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1 日につき 8 時間を原則とすること。

2 前項第 3 号の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、

園長がこれを定めるものとする。

(教育及び保育の内容に関する計画)

第11条 幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、園児の心身の発達並びに幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。

(子育て支援事業の内容)

第12条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(情報開示)

第13条 幼保連携型認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日数及び開園時間、設備、子育て支援事業等に関する情報を開示しなければならない。

(入園する園児の選考)

第14条 幼保連携型認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する園児の選考を公正に行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、特別な配慮が必要な園児の受入に適切に配慮しなければならない。

(子どもの健康及び安全の確保)

第15条 幼保連携型認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保するため、疾病予防、防災、防犯等に関する体制を整えておくとともに、幼保連携型認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度に加入しておかなければならない。

(掲示)

第16条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第17条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第6項に規定する園児(以下この条において「園児」という。)」が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第18条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条から第9条まで、第11条から第13条まで、第15条、第19条、第20条、第34条第8号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に定める字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	最低基準	豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第46号)第3条に規定する基準(以下この条において「設備運営基準」という。)
第5条第2項	最低基準	設備運営基準
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)
第6条第2項及び第15条第5項	児童の	園児の
第8条	児童福祉施設に入所している者の保護に従事する	幼保連携型認定こども園の
	児童福祉事業に	教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)

		並びに子育ての支援に
	児童福祉事業の	教育及び保育並びに子育ての支援の
第9条第1項	法	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第11条の見出し	入所した者	園児
第11条，第15条第2項及び第3項並びに第20条第1項	入所している者	園児
第11条	又は入所	又は入園
第12条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第13条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育
	及び	並びに
第15条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第10条	豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例第18条第2項において読み替えて準用する第10条
	社会福祉施設	学校，社会福祉施設等
第19条	利用者	園児
第20条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
第20条第2項	援助に関し当該措置又は助産の実施，母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について，

第 3 4 条第 8 号	又は遊戯室	， 遊戯室又は便所
第 3 4 条第 8 号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を 3 階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物
第 3 4 条第 8 号イ	施設又は設備	設備
第 3 4 条第 8 号ウ	施設及び設備	設備
第 3 4 条第 8 号カ	乳幼児	園児
第 3 5 条	第 1 5 条第 1 項	豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例第 1 8 条第 1 項において読み替えて準用する第 1 5 条第 1 項
	幼児	園児
	乳幼児	園児
第 3 9 条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 1 4 条第 1 項に規定する園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 1 0 条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ね

る」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。）」と、設備については「他の学校、社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。）等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。

（幼稚園設置基準の準用）

第19条 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年間は、第6条第3項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員配置については、なお従前の例によることが

できる。

- 3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第7条から第9条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考の1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。
- 5 施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項及び第7項並びに第8条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に定める字句に読み替えるものとする。

第7条第3項 ただし書	第18条第1項において読み替えて準用する豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第34条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える												
第7条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table><tr><th>学級数</th><th>面積（平方メートル）</th></tr><tr><td>2学級以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td></tr></table>	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table><tr><th>学級数</th><th>面積（平方メートル）</th></tr><tr><td>2学級以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td></tr></table>	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積（平方メートル）													
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													
学級数	面積（平方メートル）													
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													

	イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積	
第8条第6項	(3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積	(3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

6 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に定める字句に読み替えるものとする。

第7条第3項 ただし書	第18条第1項において読み替えて準用する豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例						
第7条第6項	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table><tr><td>学級数</td><td>面積(平方メートル)</td></tr><tr><td>1学級</td><td>180</td></tr><tr><td>2学級以上</td><td>320 + 100 × (学級数 - 2)</td></tr></table>	学級数	面積(平方メートル)	1学級	180	2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)	(1) 満3歳以上の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積
学級数	面積(平方メートル)							
1学級	180							
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)							
第7条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積	(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積						

	学級数	面積(平方メートル)
	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
イ 3. 3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積		

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第7条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第6条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考の1の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

9 第6条第3項の表備考の1に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通

じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条第3項の表備考の1に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

- 11 第6条第3項の表備考の1に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考の1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 12 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 13 附則第9項から前項までの規定により第6条第3項の表備考の1に定める者を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則（平成27年12月22日条例第70号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年6月22日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第10号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項の表備考の1の改正規定及び次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

2～4 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（令和元年9月27日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第8号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和４年３月２３日条例第８号抄）

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２２日条例第１４号抄）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第１条の規定、第４条の規定、第６条中豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第１１条第３項の改正規定、第７条中豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第１４条の改正規定、第８条中豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第６条第２項、第７条第２項、第４７条、第６３条及び第７９条第２項の改正規定並びに第９条の規定は、公布の日から施行する。